**県立総合教育センター施設開放事業実施要領第９条及び**

**総合教育センター施設開放事業実施細則第６条（１１）に定める規程**

１　１時間当たりの納入額

|  |  |
| --- | --- |
| グラウンド　２２ＫＷ | ８４０円 |
| 体　育　館　１６ＫＷ | ６７０円 |

２　請求方法等

（１）施設利用日誌記載の照明使用時間を基に、１か月毎に照明利用時間を合計する。

なお、照明使用時間は１回の利用につき３０分未満の時間は切り上げ、　３０分単位とする。

（２）請求金額の算定に当たっては、３０分単位で行う。

（３）１か月毎に納入通知書兼領収書を発行し、各団体に郵送する。

附　則

　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

　この規程は、令和６年４月１日から施行する。